

〔翻訳〕

## マックス・ヴェーバーの政治と政治教育（下）

ローレンス・A・スカッフ\*著  
朝田佳尚\*\*・尾場瀬一郎\*\*\*訳

## 訳者前書き

本訳は、Lawrence A.Scaff, “Max Weber’s Politics and Political Education” *The American Political Science Review*, Vol.67, No.1 (March1973), pp.136-141 に当たる。「マックス・ヴェーバーの政治と政治教育」の（上）は、『立命館産業社会論集』第38巻2号（2002年9月20日）に掲載されている。（下）の翻訳が遅くなってしまった責任は、尾場瀬にある。この場を借りてお詫び申しあげたい。

## 新秩序

危機をはらんだ官僚制化は、単なる歴史的傾向の一つに過ぎなかった。他方には、政治的民主化が存在した。民主化は、徐々に権力を強化していく国家行政と適合し、また「大衆政治」時代の先導役となりえたからといって、それはより大きな自由や個人の権利を何ら保障するものではなかった。そのため、民主化を官僚制化のもつ危険に対抗するための解決策と見なすことはできなかった。しかしながら、官僚制化とともに民主化は、後期ヴェーバーの著作を占め始める主要なオルタナティブを際立たせるという重要な目的を果たした。彼は「ドイツにおける選挙法と民主主義」のなかで、「唯一の選択は」、「見かけだけ議会主義の官僚主義的『官憲国家』」のなかで、国家市民大衆は権利もなく自由もなく家畜の群れのように『管理』されるか、

さもなくば、国家市民大衆は国家の共同の主人としてこの国家のなかに編入されるかのいずれかである」である、と書いている<sup>42)</sup>。

ヴェーバーの解答のなかには、三つのテーマが織り込まれていた。つまりそれは、議会再建の必要、卓越した政治指導力の追求、そして将来の国家および社会の「民主的」性格に関する問いである。このなかの第一番目のものは、「国家の技術的変革はそれ自体、国民に徳を授けるわけでも、幸福にするわけでも、高貴にするわけでもない」というヴェーバーの確信にもかかわらず、一連の重要な問題を提起するものだった<sup>43)</sup>。もっとも、「政治文化」に類するもの、あるいはマキャベリの「市民的徳」といった考えは、共同体生活のなかでは、とりわけ重大な関心事となるものかもしれない。しかし、制度的改革によって、根本的な価値観の転換や参加、市民の資質改善、あるいは政治的使命を帯びた指導者の出現へと導く条件を作り出して

\* ミシガン州立ウェイン大学教授  
\*\* 立命館大学研修生  
\*\*\* 立命館大学非常勤講師

いくことも可能なのである。

これはイギリスの実践に由来する考え方が、理論的に見て議会は、広範な自律的権力を付与されることによって初めて、支配に適した存在となることができる。調査権、議会に対する政府指導者の責任、議会の委員会による国家行政の規制、「公務上の」情報に対する無制限のアクセス、さらに当然のことであるが、予算と立法をめぐる事柄に対する不断の統率は最低必要条件であった。それらはドイツ帝国議会が行なったような「消極政治」を避けるための制度を作り出すためには、不可欠のものであった。これらのことは、政治に対して確実によい帰結をもたらしたため、改良と言うべきものだった。それ以前の民主論者のように、ヴェーバーは議会を代表制度と捉え、合意を獲得し表現する手段だと考えていた。これは、議会の伝統的な目的と伝統的な用途と言ってよかった。しかしながら同時に彼は、当時の状況下においては、「近代の議会は、何よりもまず官僚制という手段によって支配される人々〔ドイツ語の原文では、「支配される人々」と傍点が打ってある〕の代表機関である」と考えていた<sup>44)</sup>。このため近代民主主義が証明しているように「合意」が重要な問題となった。しかしこの問題には、十分に責任を果たすことのできる代表者たちの能力によって「官僚的手法」がいかに統制されうるかということ、そして彼らがいかにして政策方針を打ち出すことができるかという問題が付随してくる。合意は実のところ、統制が達成されて初めて均質なものになるからだ。

政治指導者はこの営み〔官僚制の統制〕に一時的に成功したことがあったかもしれないが、強力な議会のみが、統制のための一貫した拠りどころを提供した。官僚制が重要な役割を演じ

ることによって指導と市民性の危機を早め、それ〔官僚制が重要な役割を演じること〕を長引かせてしまうならば、統制ははるか先の約束になってしまう。ヴェーバーは、議会在が国家官僚制に対してばかりでなく、現実に権力を握ってはいるが政治的経験と責任性を欠いている軍事的指導者のような官吏に対しても、抵抗することを期待していた。議会在が抵抗を効果的に行なえるかどうかはある程度、憲法に関わる問題ではあったが、議会在がそれを実際上、いかにして発展させていくかが、もう一つの問題として突きつけられた。ヴェーバーは、彼が推し進めた問題解決に自信をもっていた。彼は、議会在のもつ形式的な面からだけでなく、議会在は、政治のもつ感情的傾向を和らげるのに一役買うだろうし、競合する利害のなかで「相対的に最上のもの」を促進し、国民の政治教育のための永続的手段を確固たるものにし、政治を開かれた公的な事柄にすることによって、一般市民を教育するようになるだろうという理由からも、自信をもっていた<sup>45)</sup>。議会在は、国民的指導者の徵募と選抜のための闘技場と化することで、いわゆる指導者選抜の機能を通して、政治と政治的行為の本質を適切に理解できる諸個人を生み出すだろう。彼らは非政治的な官僚制の天敵であり、本質的に非政治的な支配を、職業としての政治という考え方に置き換える準備をする。

議会在という組織が有効な国家政策を作成できないという幻想を打破するために、ヴェーバーは、国内統一を確固たるものにし、国民を世界的に優位ならしめた立役者、イギリス議会在について指摘してみせた<sup>46)</sup>。民主主義制度としての議会在は、市民の忠誠を確実なものにし、国民的目標を鍛練することによって、国家権力に奉仕する。究極的に見れば、民主主義と国民主義と

は、まったく両立しないものではないのである。しかし、最高の政治的価値は国民とその利害なのだから、議会という存在は当然、国民的観点から正当化されなくてはならない。ヴェーバーも認めていたように、すべての政治的装置 議会を含めて は、国民の要求および利害と一致させるために、本来的に変更可能なものである。

このことが認められるならば、当然ながら立憲民主政に対するヴェーバーの態度が問題になってくる。私たちも知っているように、議会制度は実際のな(pragmatic)理由から擁護しうる。その究極的な価値は、その遂行能力(performance)あるいは効用(utility)に依拠しており、それ本来の長所などといった点にはない。したがって、ヴェーバーはいくつかの重要な点で、自らの主張を自然法原理によって基礎づけた初期の民主主義理論家のとった手法を回避していたと言っている。しかし彼は、創出したばかりの秩序の正統性を自ら傷つけた、と非難する人もいる。つまり、自然法の権威に訴えなかったために彼は、それによっておそらく、政治的秩序を支えてくれるであろう、ありうべき全ての「道徳的基盤」を喪失してしまったのだ、と。しかしこのような非難は、不必要な混乱をもたらす<sup>47)</sup>。自然法と対立する近代のディレンマや、とりわけ自然法の意味喪失を認める著述家としてのヴェーバーには、矛盾や嘲笑に陥らずに自然法の復活を企てることなど不可能であった、という指摘の方が有意義である。新秩序の正統性には、その「合法性」あるいはその価値の実践的証明に依るといったような、さらに別の種類の訴えが必要とされた。それ以外の可能性は、ただ一つだけしか残されていない。つまりそれは、時とともにその権威が政治秩序そのものへと転換していくよう

なカリスマ的指導者、創始者の出現である。このような見通しは、デウス・エクス・マキナのな[その場しのぎという]疑わしい特徴を帯びていたにも関わらず、ヴェーバーのなかでは重要な部分をなしていた。

出現しつつあった秩序の「民主的」性格いかんは、そのもっとも重要な要素である議会によってだけでなく、ヴェーバーが提唱していた平等選挙、および人民によって選抜された、国家の長としての大統領によっても左右されるものだった。ここで提起されている見解は、表明されている提言内容だけでなく 例えば、1917年にはヴィルヘルム二世でさえもが戦後の選挙改革を約束したほどである、それが基づいていた根拠の点においても興味深いものであった。自由な参政権の擁護は、一方ではそれが参加への道を開くゆえに政治教育を促進するだろうという確信に基づいていた。他方ではそれは、「平等」の論理によるならば、近代国家は、ほとんどの面で諸個人を単に平等なものとしてだけ取り扱うことはできないと同時に、市民としては、彼らを差別することもできないだろうという確信に由来していた<sup>48)</sup>。投票は、中産階級の政治意識を変革するためにヴェーバーが提案した数少ない具体的仕組みの一つだった。しかしそれは、いくつかの点において、新しい種類の指導者に対する彼の探求とは、まったく合致しないものだった。

以上のような探求は、ビスマルクの遺産への対応として着手されたが、しかしまたそれは同時に、ヴェーバー自身が要請した政治教育の欠如を埋めていくという試みでもあった。それがもつ困難は、国民と中産階級が政治的に成熟するためには時間がかかるだろうという点にあった。教育はとりわけ、遅々とした過程である。

新しく組織された議会は未だ不安定だったため、現実的には、資質を具えた指導者の早急な徵募と選抜には、期待がかけられなかった。「民主主義的」責任性と合致する解決は、国民有権者によって直接選抜された卓越した指導者に求めるしかない、ヴェーバーは考えた。有効なアイデアとしてのカリスマ的権威〔への訴え〕と、実践的モデルとしてのアメリカ大統領制とを引き合いに出しながら彼は、政治的使命を帯びた国民的指導者を得るための具体的方策として、人民に選抜された大統領を提案した。しかしながら、このことによってあの古い問題が蒸し返されることとなった。つまり、それがもしももう一人のビスマルクを見出すだけに終わったとしたら、その時さらに悪い状況がもたらされることになり、独裁的な支配と中産階級の黙従との循環が、単に繰り返されることになりはしないだろうか、という問題である。

ここで提起された問題は、民主的指導者に対するヴェーバー固有の批判に言及してみるとはっきりするだろう。議会の権威とその用途に対する月並みな評価を彼が変更したのと同様に、ここでは彼は、「人民投票」の特徴を強調することによって、大衆民主主義における指導者の概念を再定式化してみせた。近代民主主義は大衆民主主義である、ということが重要な点であった。というのも、とりわけそのことは、現実の政治権力を構成するのは今や市民であり、指導者は「大衆扇動という手段によって」彼らの支持を獲得しようと努める、ということをまさしく意味したからである<sup>49)</sup>。大衆の意見は、政治家の権力基盤と見なされた。このようにしてヴェーバーは、イギリスのコーカス・システムの発展を証拠として引きながら、「カエサル主義的な」人物の登場を誘導する指導者 大衆関

係を見出したのであった。

指導に対するこのような理解が依拠していた基本原理は、活動的な市民と強力な指導者は同程度に重要な政治的必需品だという彼の確信であった。両者が結合した場合には、それらは必ずしも正反対の目的のために働くわけではない。すなわち議会や民主主義的代表制は、表面的なものではなくなる。むしろそれらは、情報に通じた選挙民を前提とすることによって、また誰が重要な決定を下すのかを明確にすることによって、事実上の責任というものを保証する。そしてその結果、指導者の確保と、選挙による彼らの交代を促進してくれる。確かに「扇動」は悪用される可能性をはらんでいるが、しかしいずれにせよ政治家は不可避免的に、それを権力技術として用いることだろう。この場合の責務は、知性を働かせながら演説や活動を評価できる市民の教育であり、それと同時に政治指導を可能ならしめるシステムの創造である。ドイツはそのどちらもなしえなかった。当然のことドイツは、想像しうるかぎり最悪の結合の下で日々を送った。そこには上からの無責任な扇動、下からの感情的な圧力があった。しかし議会、責任ある指導、あるいは民主主義は存在しなかった。つまり、このような状況を終息させ、政治的葛藤を建設的な方向へと転換させようなどただ一つの制度さえ存在していなかったのだ<sup>50)</sup>。

1890年代から始まるヴェーバーの政治活動は、以上の問題を解決することを目的としていた。ヴェーバーは、1897年ザールブリュッケンの帝国議会候補者になるよう申し出を受け、1918年には、ドイツ民主党（DDP）のフランクフルト出身の候補者リストに非公式に登録されさえたが、選挙事務所を開くようなことは

決してなかった。それなのに彼には、戦時政府および1918年11月に成立した新共和国政府においては、ともに席が与えられなかった。しかしこれらの失敗にも関わらず、依然としてヴェーバーは傑出した政治的人物であった。ヴェーバーは、いくつかのサークルが彼を、初期ワイマール政府の首相あるいは内閣閣僚〔の席〕を争う油断ならないライバルだと考えるほどに傑出していた。『フランクフルト新聞』、ナウマンの進歩民衆党(1910年創設)と1916年の中欧のための労働委員会、そしてDDPが、ヴェーバーが公衆の前で自らの考えを表明するための実質的機會を提供した。DDPの創設者および代弁者として彼は、1918年から1919年までの選挙キャンペーンで、おびただしい数の講演を行なった。そして新体制は彼を「専門家」として、他の37名とともにヴェルサイユ代表団に指名した。そしてより重要なことは、ワイマール共和国の新憲法草案に責任をもつ小グループのなかに彼が含まれていたことであった。

ヴェーバーはまず最初に、彼の憲法改正計画の一部を、1917年にコンラッド・ハウスマンに見せた。ハウスマンは、憲法問題に責任をもつ議会の委員会の一員であった。その一年後、ウイリアムズの辞任にともなって、ヴェーバーの勧告は、フーゴー・プロイスによって統率された憲法審議の際に利用された。プロイスは、新政府内務省の官房長官であった。ヴェーバー自身は気づいていなかったが、彼はこの内閣のブレーンだと見なされていた。しかし最終決定の段階で彼は、プロイスからのけ者にされてしまった<sup>51)</sup>。出来事〔革命〕が起こった時にも彼は、憲法草案に関して、まだかなりの影響力をもっていた。なぜなら、国民的指導者の選抜に関する彼の提案には、プロイスと、当時の革命

内閣の長で、間もなく共和国の初代大統領となるフリードリッヒ・エベールとが支持を寄せていたからである。ヴェーバーのこの提起は、最終的にワイマール憲法に織り込まれることになったという意味では、もっとも成功したものの一つになった。しかし1932年には、それは共和国崩壊に手を貸すこととなった。

「人民投票」原理に対するヴェーバーの期待は明確な形で、主として彼の公的声明のなかに表明されていた。つまりそれには、国家に国民的資質をもった指導者を与え、戦後の「国民化」という困難な仕事を推進し、政党再編を進めることが期待されていた<sup>52)</sup>。しかし、実際には人民投票原理には、それらの実践的正当化以上のことが期待されていた。カリスマ概念には、政治指導者に対して、創造的な仕事を行ないうるための自由を与えようという強固な促しが織り込まれていた。そのような指導者とは、単に片手間に政治に手を染める人ではなく、ルーティン業務の管理以上のことをなすように宿命づけられている政治家(statesman)である。なぜなら、政治は彼にとって天職であり、彼には、政治闘争固有の「法則」に対する適切な理解が期待できるからである。この種の指導者は正に、ディレクタントや官僚の、偏狭で生気のない支配を矯正する理想像として提出されたのだった。

ヴェーバーの小さな成功のいくつかは、致命的失敗によって霞んでしまっている。不幸なことに、彼の理論を実行に移すためには、経験をつんだ指導者の存在。ヴェーバーもそれが保証の限りではないことを認識していた。が前提であった。「われわれの長期にわたる内的無力の結果として、大衆に影響力のある卓越した政治指導者がいない」<sup>53)</sup>、とヴェーバーは言っている。このような見方からすれば、ビスマルク的

支配への回帰の兆候に絶望を覚えもしただろう。彼は、「民主的」指導者の概念を提唱することによって、この罟を避けようとしていた。しかしヴェーバーは、指導者 大衆関係、あるいは指導者その人に付与された強力な地位がはらむ危険を十分に認識してはいなかった。このような過誤は、当面の重大な危機は、カリスマ的権威からではなく官僚制からもたらされるという彼の確信の直接的産物だった。

議会の公的権力と、指導者のための「実験場」という議会の機能が担保された一方で、議会と人民投票原理との闘争という幻影が作り出された。国民的指導者は潜在的には、議会よりも上位に位置づけられた。というのは、国民的指導者の行った選択はもはや議会の活動に左右されるものではなかったし、また彼の訴えは直接に民衆に対してなされうるものだったからである。そのような対立を自覚していながらヴェーバーは、その帰結を十分に吟味できてはいなかった。そのような帰結の一つとして、以上のような指導者概念には、ヴェーバーが政治教育にとってきた極めて重要だと考えていた議会の機能衰退が内包されていないか、という疑念が残る。アメリカの諸制度の展開は、このような問題が少なくともヴェーバーだけのものではなかったことを示している。

国民的威信、官僚制の統制、中産階級の参加、そしてより強力な議会等を求める訴えの数々は、適正な知識を通じて、これまでとは異なった市民、異質な政体（polity）が出現するだろうという希望に依拠していた。しかしながら知識によって達成されたものは、ヴェーバーのいう人民投票的指導者民主制によって脅かされることになる。そこでは、活動的で、政治的に洗練された国民への期待は、指導者による国民操

作と並置されることになるからである。そこから推し量ることのできる結果は、大衆を麻痺させる管理的手法の方が有利に働いて、政治教育が中断されるかもしれないということである。

中産階級はその最良の伝統意識を喪失してしまっていた。そのため彼らを特別な聴衆としたヴェーバーの選択は、大胆なものではなかったが、不首尾なものに終わった。もしも中産階級が彼の期待に応え、ワイマール共和国が存続していたならば、ヴェーバーの著作に対する私たちの見方は違ったものとなっていたであろう。しかし実際は、彼の聴衆は長い間、科学共同体のなかに限定されてきた。つまりヴェーバーは、新しい政治的秩序の創造者としてではなくて、新しい科学の定礎者として記憶されているということなのだ。彼の政治的失敗は、彼の優柔不断というよりは政治的環境の結果であり、とりわけ中産階級の怠惰の結果であった。政治生活が官僚支配の手中にあり、行動の好機がほとんど見出せなかった当時、もっとも無益な希望であったとしてもそれに縋りつくしかなかったのだ。

## 結論

知性でもってしても、効果的かつ真正な価値、あるいは新しい政治的エートスなどといったものを発明することはできない。もしも伝統がそれらを提供できないならば、社会的実践によってそれを徐々に作り出していくしかない。フライブルク就任公演から最後の著作に至るまで、ヴェーバーはこの新しい実践のための理論的基礎を創造しようと試みた。私は、彼の政治的著作および社会学的著作の源泉が、政治教育、国民共同体への献身、市民そして指導者の資質に

対する関心にまで溯れるということを証明しようとしてきた。しかしながら、彼が提起した理論的解決は、必要とされていた類の制度、知識、そして行動を確立するための手段を提供するという点においては、決して成功したとはいえなかった。彼の政治教育の要請には、曖昧さ、そしてその「実践性」を掘りくずしてしまう内実の欠如という問題が付きまっていた。

ヴェーバーの著書における実践的、科学的、そして歴史的探求としての知識は、政治教育のための土台を明らかにしようとするものだった。政治教育という課題は多くの場合、それに対して行動が要求される危機への反応のなかで形作られる。そのようななかで提供される政治的知識は、政治的経験を引き出すという点、そして政治的聴衆の言語および彼らの目的との緊密な結びつきを維持しているという点で、実践的なものでなくてはならなかった。その上この知識は、科学的なものでなくてはならなかった。だが一方で、科学者の概念言語は、直面する科学外の要求によって検証される必要があり、彼の経験的知識は、政治教育に適したものでなくてはならなかった。事実に関する明晰な情報は、幻想を理解へと転化することを助けてくれる。最後に、知識は歴史的なものであるべきだ。なぜなら、社会の過去、そして当代の危機を生み出してきた思想的伝統や実践を包括的に理解することによって、人間は知的に行動する能力を獲得できるからだ。

政治理論はこれまで、政治的知識の源泉としての経験、あるいは科学的合理性のどちらか一方については一般的な形で言及してきたが、本論で示された見解によれば、それら両者の相互関係と相補性こそが重要である。経験は、参加の意味、そして市民であるということはどうい

うことを意味するのかを伝達するために不可欠であり、科学は、見識ある(informed)意見と批判の源泉として不可欠である。しかしながら、経験と科学との一致は、あまり性急になされるべきではない。というのは、ヴェーバーの社会科学はあくまでも、批判的な「現実科学」たるべきものだからである。「真理」への献身がその〔ヴェーバーの現実科学の〕倫理の核であった。それは、政治教育の目的そのものへと置換されうる倫理であった。「私のもっとも重要で内的な要求は」、ヴェーバーはかつて以下のように言っている、「知的誠実性である。私はそれが何であるか〔事実判断〕を述べるのだ」<sup>54</sup>。批判的気質と「知的誠実性」の肯定は、科学的基盤の上で正当化されうるものだが、それらを政治に持ち込んだとすればその結果はどのようなことになるだろうか。

ヴェーバーにとって、真理と政治との間の不可避的かつ必然的な対立は、究極的には解決不可能なものだった。なぜなら、彼も理解していたように、「それが何であるかを述べる」ことは政治的に見て、必ずしも生産的で価値あることを述べることにはならないからである。批判的な「真理探究」としての政治教育は、政治の冷酷な現実と社会(community)の執拗な要求との間で市民を立往生させるという危険を冒してしまった。市民性とはおそらく、人間と政治的秩序をめぐる生き続けている神話に基づいた儚い実践のことをいうのだろう。もしも現実主義的な真理が厳しく、不安で、嫌悪すべきものならば、現実の科学的探求は、政治教育との妥協を強いられることになるだろう。このような妥協の拒絶は、その根拠を科学の倫理に置いているのだが、そのことがヴェーバーの政治的失敗を説明してくれるかもしれない。

こうした妥協の拒否は確かに、当時、見習うべき伝統を探し出さなくてはならなかった彼の切迫を説明してくれる。政治理論においては、国民的観点、歴史的実践に関する知識、そして行動における「必然性」の受容はしばしば、その本質の点において相互に類似性をもっているように見える。これらの関連については、マキャベリの論述が唯一、もっとも定評のあるものである<sup>55)</sup>。しかし私たちが知るように、たとえそれらが類似性をもっているように見えたとしても、政治的実践の伝統は、きわめて多様な諸形態を通して再建されうる高度に分化した存在なのである。ヴェーバーが直面したような、いかなる伝統について語るかという問題はとりわけ、時代的断絶とイデオロギー的非連続とが政治と社会の輪郭を画定するほどの重要性をもつような環境においては、避けることのできないものである。歴史的知識はおそらく実践に深みを増すことができるだろうが、しかし果たしてそれが国民を構成する多様な伝統を公正に評価することができるだろうか。この点に関して、中産階級と国民一般とを混同するというヴェーバーの傾向が、彼を視野狭窄に陥らせ、彼をして、政治教育再建を正しく位置づけなおそうとするそれ以外の集団や運動のもつ価値を過小評価させている。

もしも理論的観点から中産階級を特別な聴衆として選択するとすれば、政治教育と政治とはどのようなものになるだろうか。この点にこそヴェーバーは自ら立ち返らなくてはならないのであり、彼の理論的かつ実践的失敗の全内容もここに見受けられる。彼が望んだこととはまさしく、政治を自己満足と愛国主義から責任性と現実主義へと根本から転換させていくことだった。変革は、ヴェーバーが推進しようと目論ん

でいた政治制度、政治的態度、そして政治的諸価値に関して無理解で、粗野な一階級によって徹底的に損なわれてしまった。言いかえれば、中産階級の政治はまさしく、ヴェーバーが嫌悪していた空虚な世界観に基づいていた。それはもはや、彼らが当初抱いていた「英雄」モデルとは似ても似つかないものだった。政治秩序を復興させるために中産階級を説得するには、単なる説教以上のものが必要だった。そのためには少なくとも、広範にわたる自己批判運動が必要であった。

この骨折り〔自己批判運動〕のためのアルキメデスの点については、学生、軍隊、そして官僚制間の相互関係に関する彼の分析のなかで一瞥が加えられてはいるが、しかしそれは彼の思想と行動にとって重要な要素とは決してなかった。プラトンからホッブズに至るまで、学科を通じて政治的主題を直接扱うという理由からだけでなく、それが批判的知識一般を保護するという理由からも、大学は政治教育のための最良の手段だと考えられてきた。権力が政府に独占されている近代国家においては、このような見方は補強される必要がある。ヴェーバーの科学は、政治理解には欠くことのできない経験的知識および歴史的知識の基礎を構築するという目的をもった政治的で国民的な科学であった、ということ私たちは思い起こすべきである。大学は経験の代用にはならなかったが、それは知識を権力へと変換する環境だけでなく、真剣な政治的訓練の資源をも提供しえたのである。社会制度として大学は、その意図に関わらず、何らかの価値や行動形態を不可避的に推進する。そして大学は、学問および中産階級の本拠地として、政治教育のための「望ましい」環境を提供するという点においては、有望な存在



だったのだ。ヴェーバーの仕事論を論理的に結論づけるならば、大学は、扇動者あるいは「予言者」の利害に奉仕する場所としてではなく、教育者およびその聴衆の利害に奉仕する場として位置づけられるべきものだったろうということである。現代世界は、知識は権力であるという実例をあり余るほど提供しているが、そのことはわれわれに、聴衆不在の知識はまったく無力なものである、という明白な事実を必ずしも思い出させてくれるわけではない。

今日、私たちは以上のような問題に再び直面している。研究者は、教育が技術的訓練以上の何かを供与すべきことを弁じ立て、政治家は教化のもつ利点にこれこれとを考えをめぐらし、政治学者は「政治的社会化」の価値を吊り上げようとやっきになっている。このような状況のなかでは、次のようなささやかな疑問を差しはさんでおくことも許されるだろう。もしかして私たちは、新しい学問を急いで構築しようとするあまり、教育者の使命と政治秩序の必要と〔の違い〕を曖昧にしまってはいないだろうか。私たちは、プラトンの『国家』のなかで述べられている、市民教育のための政治的示唆を忘れてしまっているのだろうか。

理性が現われる時、彼は教育によって、彼女〔理性〕を昔なじみのように迎え入れるだろう〔「理が彼にやってきたときには、このように育てられた者こそは誰にもまして、その理と親近な間柄となっているためにすぐ識別できるから、最もそれを歓迎迎えることになるだろう」藤沢令夫訳『国家』(上)岩波文庫、219頁〕<sup>56)</sup>。

## 註

42) *Ibid.*, p.279; また, “Zur Lage der Bürger-

lichen Demokratie in Russland [「ロシアにおけるブルジョア民主主義の状態について」]” (1906), および “Parlament und Regierung [「新秩序ドイツの議会と政府」],” *GPS*, pp.60-1, 321.を見よ。

- 43) “Parlament und Regierung [「新秩序ドイツの議会と政府」]” *GPS*, p.298. また同様にエーレンベルク教授への手紙, 1917年7月16日, *GPS*の初版にのみ所収, pp.469-70を見よ; *Max Weber* [邦訳『マックス・ヴェーバー』未来社], p.55 n1において, モムゼンはその手紙の正確な日付けを与えている。
- 44) “Parlament und Regierung [「新秩序ドイツの議会と政府」],” *GPS*, p.327 .
- 45) “Wahlrecht und Demokratie in Deutschland [「ドイツにおける選挙法と民主主義」]” および “Parlament und Regierung [「新秩序ドイツの議会と政府」],” *GPS*, pp.259, 275 ff., 324 ff., 334, 343, 367, 384, 412, 421 .
- 46) “Parlament und Regierung [「新秩序ドイツの議会と政府」],” *GPS*, pp.342-3 . ドイツ固有の国家形態に関する流布していた研究が、ヴェーバーのここでの論争相手であった。
- 47) このことは1959年のモムゼンの著作, *Max Weber* [『マックス・ヴェーバー』]にも当てはまる。とりわけp.390.を見よ。また、彼の見解は結局のところ変わってはいないが、「マックス・ヴェーバーの『指導者民主制』の概念について」(“Zum Begriff der ‘plebiszitären Führerdemokratie’ bei Max Weber.”)においては、いくらかの修正(とりわけ、ヴェーバーが「古典的な自由主義の最後の偉大な代弁者」だったと認めること)が加えられた。本問題に関するモムゼンの批判は、彼がヴェーバーの意図を故意に無視しているため、徐々に説得力を失っていつている。
- 48) “Wahlrecht und Demokratie [「ドイツにおける選挙法と民主主義」],” *GPS*, pp.255 ff .
- 49) “Parlament und Regierung [「新秩序ドイツの議会と政府」],” *GPS*, pp.380-1 . グラッドストーンは例えば、「選挙戦場における独裁者」であると断定された: “Politics as a Vocation [「職

- 業としての政治」”(1919), *GPS*, p.523 .
- 50) *GPS*, p.381;cf.p.275, そこでは, 政治指導力の強さ「それ自体」が, 重要な努めとされた。
- 51) 『民主主義と独裁の間で ワイマール共和国における憲法政策と帝国再編』(Gerhard Schulz, *Zwischen Demokratie und Diktatur, Verfassungspolitik und Reichsreform in der Weimarer Republik* (Berlin: de Gruyter, 1963), 1:114-42.) における憲法論議に関するゲルハルト・シュルツの権威ある説明を見よ。
- 52) いくつかの有益な資料は, Charles B. Burdick and Ralph H. Lutz, eds., *The Political Institution of the German Revolution, 1918-1919* (チャールズ・B・ブルディック, ラルフ・H・ルッツ編『ドイツ革命の政治制度1918-1919』) (New York: Praeger, 1966), 特にpp.66, 264に見出せる。
- 52) “Der Reichspräsident [「大統領」]”(1919), *GPS*, pp.486-9; また, これらの論点については既出のバウムガルテンの本の p.549 を, そして “Deutschlands kuenftige Staatsform [「ドイツ将来の国家形態」],” *GPS*, p.457. を見よ。
- 53) “Deutschlands kuenftige Staatsform [「ドイツ将来の国家形態」],” *GPS*, p. 458 .
- 54) Golo Mann, “Max Weber als Politiker [「政治家としてのマックス・ヴェーバー」],” *Die neue Rundschau*, 75 (1964), 400. からの引用。ハンナ・アレント「真理と政治」(Hannah Arendt, “Truth and Politics,” *Philosophy, Politics and Society*, ed. Peter Laslett and W.G.Runciman, third series (Oxford: Blackwell, 1967), pp.104-33.) による興味深い議論を見よ。
- 55) マイケル・J・オークショットの小論, つまり「政治教育」(“Michael J. Oakeshott's essay, “Political Education,”) は, このような伝統に属している。そこでは次の一文をもって結ばれている。「この世界は, すべての可能的世界の中で, 最善なものであり, その中でいかなるものも必要悪である」: 『政治学およびその他の小論における合理主義〔邦訳『政治における合理主義』勁草書房〕』(*Rationalism in Politics and Other Essays* (New York: Basic Books, 1962), pp.111-36. しかしながら, マキャベリやヴェーバーとは違ってオークショットは, 新しい「現実的な」政治科学を基礎づけることに興味をもっていない。
- 56) Plato, *Republic* [『国家』], 402A.